

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団役職員兼業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の常勤理事及び公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員就業規則及び公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員の再雇用に関する規程第5条から第17条の定めにより雇用される職員（以下「役職員」という。）の兼業の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に次に掲げることを行う場合をいう。

- (1) 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問又は評議員の職を兼ねること又は、営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねること。（以下「営利企業の兼業」という。）
- (2) 自ら営利企業を営むこと。（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合及び開業の届出をしている個人事業主を含む。）（以下「自営の兼業」という。）
- (3) 営利企業以外の各種法人及び法人格を有しない団体（以下「営利企業以外の法人等」という。）の役員の職又はその事業の職を兼ねること。（以下「営利企業以外の法人等の兼業」という。）
- (4) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。（以下「教育に関する兼業」という。）
- (5) 国又は地方公共団体の行政機関（附置された機関及び施設並びに病院等を含み、前号の「教育施設等」を除く。以下「国等の行政機関」という。）に設置されている審議会等の非常勤の職、研究機関若しくは研究施設の非常勤の職、非常勤医師又はその他必要に応じて置かれている職を兼ねること。（以下「国等の行政機関の兼業」という。）
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の定めに基づき、個別法により設置された法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設置された法人の職を兼ねること並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置された国立大学法人又は大学共同利用機関法人（国立大学法人又は大学共同利用機関法人により設置された国立大学及び大学共同利用機関の職を含む。）の職を兼ねること（以下「独立行政法人等の兼業」という。）

2 前項に定める「継続的又は定期的」とは、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

- (1) 1日限りのもの
- (2) 2日以上6日以内の場合で総時間数が10時間未満のもの

(兼業の許可)

第3条 役職員は、理事長の許可をもって、勤務時間外において、兼業を行うことができる。

ただし、兼業に従事する時間は、1週間あたり8時間以内を目安とする。

- 2 役職員は、前項に掲げる許可を得るにあたり、兼業の取り扱い担当部署に対し、事前に所定の届出を行うものとする。
- 3 理事長は、役職員が兼業を行うことにより、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当する蓋然性が高い場合には、原則として当該兼業を許可しないものとし、すでに許可を得て兼業を行っている当該役職員が次の各号のいずれかに該当すること又は該当する蓋然性が高いことが判明した場合には、当該兼業の許可を取り消し、又は当該兼業を制限することができる。

(1) 管理監督者が当該役職員の職務遂行に支障が生ずる又は生じていると判断した場合

(2) 兼業による心身の著しい疲労のため、当該役職員の職務遂行上その能率に悪影響を与える又は与えていると認められる場合

(3) 財団が保有する秘密情報が漏洩する場合

(4) 財団の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合

(5) 役職員が申請に係る兼業先又は事業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合

(6) 申請に係る兼業先又は事業が財団の競業相手に該当する場合、その他役職員が兼業を行うことにより財団の利益を害する場合

(7) 役職員が兼業する事業の経営上の責任者となる場合

(8) 役職員の兼ねる職が常勤の職である場合

- 4 理事長は、前項に定めるもののほか、兼業がその区分に応じ、第4条から第8条までに定める許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 5 理事長は、第3項第2号に該当するか否かを確認するため、必要に応じ、兼業を行う役職員に産業医の面談を受けさせなければならない。

- 6 前項の面談を行った産業医は、当該役職員に兼業による心身の著しい疲労が確認された場合は、理事長にその旨を報告するものとする。

- 7 第3項第5号又は第6号に該当するか否かを確認するため、理事長は、必要に応じ、利益相反管理委員会において審査等を行わせることがある。

(営利企業の役員の兼業)

第4条 営利企業の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることは、原則として許可しない。た

だし、次に掲げる兼業で、当該各兼業の許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 株式会社（会社法（平成17年法律第86号）第二編に定める会社をいう。会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条に定める特例有限会社を含む。以下同じ。）の監査役又は信用金庫（信用金庫法（昭和26年法律第238号）により設立される法人をいう。以下同じ。）の監事を兼ねる場合
- (2) 株式会社の社外取締役又は信用金庫の理事のうち株式会社の社外取締役に相当するものを兼ねる場合

2 理事長は、前項第1号の兼業の申請があった場合には、当該兼業が前条第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 当該兼業を行おうとする役職員が、当該兼業の職務に従事するために必要な知見を役職員の職務に関連して有していること。
- (2) 兼業の申請前2年以内に、役職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

3 理事長は、第1項第2号の兼業の申請があった場合には、当該兼業が前条第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 当該兼業を行おうとする役職員が、当該兼業の職務に従事するために必要な知見を役職員の職務に関連して有していること。
- (2) 当該兼業の職務の内容が、主として、取締役会又は理事会等の監督機能強化を目的とするものであること。
- (3) 兼業の申請前2年以内に、役職員が当該申請に係る株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

4 理事長は、前項の許可にあたっては、兼業依頼状、兼業先の定款その他の書類により、前条第3項第7号に該当しないこと及び前項第2号に適合することを厳格に確認するものとする。

5 第3項において許可を受けた役職員は、当該兼業における不測の事態への対応のために財団の業務に支障をきたす場合、自ら当該兼業の職を辞し、又は財団を辞職するものとする。

（営利企業の役員以外の兼業）

第5条 営利企業の事業に直接関与する兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる営利企業の事業に直接関与しない兼業に該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企

業の事業に直接関与するものでない場合

- (2) 財団が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。この号において同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

（営利企業以外の法人等の兼業）

第6条 営利企業以外の法人等の兼業で、次に掲げるものに該当する場合は、原則として許可しない。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
- (2) 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
- (3) 前各号に掲げるものを除く営利企業以外の法人等の会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員、その他これらに準ずる者（次項において「会長等」という。）を兼ねる場合

2 前項第3号の定めにかかわらず、次に掲げる営利企業以外の法人等の会長等を兼ねる場合は、許可することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする営利企業以外の法人等
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該役職員の研究分野と密接な関係がある営利企業以外の法人等
- (3) 財団内に活動範囲が限られた営利企業以外の法人等及びこれに類するものの営利企業以外の法人等
- (4) 育英奨学に関する営利企業以外の法人等
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする営利企業以外の法人等
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする営利企業以外の法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの

（教育に関する兼業）

第7条 教育に関する兼業における教育に関する事業又は事務の職の範囲は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長、及びこれらの教育施設において教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。この項において同じ。）に従事する者の職を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長、及びこれらの施設において教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において専ら教育事務に従事する者、及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職、及びこれらの法人又は団体において専ら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職
- (5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長、及びこれらの機関又は施設において専ら教育を担当し、若しくは教育事務に従事する者の職

2 前項各号に該当する職を兼ねる場合で次に掲げるものは、原則として許可しない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 財団の常勤理事が教育委員会の委員を兼ねる場合
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は教育関係施設の長を兼ねる場合

（国等の行政機関及び独立行政法人等の兼業）

第8条 行政機関の兼業及び独立行政法人等の兼業で、次に掲げるものに該当する場合は、原則として許可しない。

- (1) 財団の常勤理事が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合（ただし、在籍出向により常勤の職に就く場合を除く。）

（兼業を許可する期間）

第9条 兼業を許可する期間は、自営の兼業を除き、原則として3年以内（ただし、法令等に任期の定めのある職につく場合は当該任期の期間）とする。ただし、当該役職員の財団における雇用契約上の任期を超えることはできない。

（勤務時間の取扱い）

第10条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の定めにかかわらず、理事長が必要と認めたときは、勤務時間をさいて兼業に従事することができる。ただし、勤務時間をさいて兼業に従事した時間については、給与を減額する。

（勤務時間内の従事）

第11条 前条の定めにかかわらず、無報酬で学会の兼業を行う場合は、勤務時間内に職務として従事することができる。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、役職員の兼業の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員兼業規程は、廃止する。
- 3 この規程の施行日の前日において、既に公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員兼業規程に基づき許可を受けている兼業については、第3条第1項本文に定める許可を受けたものとみなす。